

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

町田市特定公共物管理条例（平成13年12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第8条関係）」に改め、同表第1種の項中「1,041」を「1,054」に改め、同表第2種の項中「729」を「738」に改め、同表第3種の項中「347」を「316」に改め、同表第4種の項中「694」を「527」に改め、同表第5種の項から第7種の項までの規定中「1,041」を「1,054」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

占用の内容		単位	占用料（円）
1 電柱、 電話柱、 電線、変 圧塔、郵 便差出 箱、公衆 電話所、 広告塔そ の他これ らに類す る工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,480
	第2種電柱		2,280
	第3種電柱		3,070
	第1種電話柱		1,320
	第2種電話柱		2,120
	第3種電話柱		2,910
	その他の柱類		130
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	13
	地下電線その他地下に設ける線類		7
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,290	

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650
2 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		79
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		230
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		310
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550
	外径が0.7メートル以上1		790

	メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,590	
3	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,240	
4	歩廊その他これに類する施設		1,320	
5	地下街、地下室及び通路その他これに類する施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		上空に設ける通路		4,950
		地下に設ける通路		2,970
		その他のもの		2,240
	6	露店、商品置場等	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日
		商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
7	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800	
8	標識	1本につき1年	2,120	
9	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本に	88

			つき1日	
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	8,800
10	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
		その他のもの		44,000
11	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	2,000
12	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
13	仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設			2,650
14	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける店舗、倉庫、住宅、駐車場その他これらに類する	建築物	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額
			階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額

施設			
15 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（14の項に掲げるものに設けるものを除く。）		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

別表第1（第8条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	<p>1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの</p>	1平方メートルにつき1年	<u>1,054</u>
第2種	<p>1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの</p> <p>2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの</p> <p>3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの</p>		<u>738</u>
第3種	<p>1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの</p> <p>2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの</p>		<u>316</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>527</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1,054</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1,054</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1,054</u>

備考 略

別表第2（第8条関係）

占用の内容		単位	占用料（円）
1 電柱、 電話柱、 電線、変 圧塔、郵 便差出 箱、公衆 電話所、 広告塔そ の他これ らに類す る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,480</u>
	第2種電柱		<u>2,280</u>
	第3種電柱		<u>3,070</u>
	第1種電話柱		<u>1,320</u>
	第2種電話柱		<u>2,120</u>
	第3種電話柱		<u>2,910</u>
	その他の柱類		<u>130</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
地下電線その他地下に設ける線類	<u>7</u>		

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

	る線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,290</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>790</u>
	略	略	略
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,650</u>
2 水道 管、下水道管、ガ ス管その他これら に類する 管類	<u>外径が0.07メートル未満 のもの</u>	長さ1メートルに つき1年	<u>55</u>
	<u>外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの</u>		<u>79</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>310</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>550</u>
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>790</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

	外径が1メートル以上のもの		<u>1,590</u>
略		占用面積1平方メートルにつき1年	略
4	歩廊その他これに類する施設		<u>1,320</u>
5	地下		略
	街、地下室及び通路その他これに類する施設		
	略		略
	上空に設ける通路		<u>4,950</u>
	地下に設ける通路		<u>2,970</u>
	略		略
6	露店、商品置場等		
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>88</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>8,800</u>
略		略	略
8	標識	1本につき1年	<u>2,120</u>
略		略	略
<u>11</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000</u>
<u>12</u>	略	占用面積1平方メートルにつき1年	略
<u>13</u>	仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設	1本につき1年	<u>2,650</u>
<u>14</u>	略		略

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

<p><u>15</u> 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（<u>14の項</u>に掲げるものに設けるものを除く。）</p>	<p>占用面積1平方メートルにつき1年</p>	<p>Aに0.024を乗じて得た額</p>
--	-------------------------	-----------------------

備考 略

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

別表第1

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	<p>1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの</p>	<p>1 平方メートル</p> <p>につき1年</p>	<u>1,041</u>
第2種	<p>1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの</p> <p>2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの</p> <p>3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの</p>		<u>729</u>
第3種	<p>1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの</p> <p>2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの</p>		<u>347</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>694</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1,041</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1,041</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1,041</u>

備考 略

別表第2

占用の内容		単位	占用料（円）
1 電柱、 電話柱、 電線、変 圧塔、郵 便差出 箱、公衆 電話所、 広告塔そ の他これ らに類す る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,800</u>
	第2種電柱		<u>2,880</u>
	第3種電柱		<u>3,960</u>
	第1種電話柱		<u>1,480</u>
	第2種電話柱		<u>2,400</u>
	第3種電話柱		<u>3,360</u>
	その他の柱類		<u>140</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
地下電線その他地下に設ける線類	<u>9</u>		

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

	る線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,400</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	略	略	略
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,730</u>
2 水道 管、下水道管、ガ ス管その他これら に類する 管類	<u>外径が0.1メートル未満のもの</u>	長さ1メートルにつき1年	<u>93</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>180</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>260</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>650</u>
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>930</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,860</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

略		占用面積1平方メートルにつき1年	略
4 歩廊その他これに類する施設			<u>1,980</u>
5 地下街、地下室及び通路その他これに類する施設	略		略
	上空に設ける通路		<u>5,800</u>
	地下に設ける通路		<u>3,530</u>
	略		略
6 露店、商品置場等	<u>商品置場その他これに類するもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>8,800</u>
	<u>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>88</u>
略		略	略
8 標識		1本につき1年	<u>2,200</u>
略		略	略
<u>11</u> 略		占用面積1平方メートルにつき1年	略
<u>12</u> 仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設			<u>2,730</u>
<u>13</u> 略			略
<u>14</u> 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第1		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

<p>85号) 第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（<u>13の項</u>に掲げるものに設けるものを除く。）</p>		
--	--	--

備考 略